

父子家庭への児童扶養手当の支給について

担当部署：
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室
提出日：平成24年10月25日

1. 概要

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大するための所要の法律が平成22年通常国会において成立。
(施行日は平成22年8月1日)

2. 予算措置(国費)

- 平成24年度予算 : 1,769億円
※ 母子家庭への支給分と併せて所要の経費を計上。

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。
父子家庭への支給は平成22年8月施行のため、平成22年12月に、8月から11月までの4ヶ月分を支給。

- ・ 補助率 国1/3 都道府県等 2/3
- ・ 平成24年4月現在 支給額(児童1人の場合)
 - ・ 全部支給 41,430円
 - ・ 一部支給 41,420円~9,780円(所得に応じ)

3. 受給状況

- 平成24年3月末現在の父子家庭の受給者数 61,650件
※ 東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除く。